

**申請できる条件**

①カルネが未使用であること

②タイプミスなどの誤表記のみ

注) 物品変更、追加、削除、金額変更はできません

訂正前カルネ回収の上、再発給 (カルネは同一番号)

**ATA カルネ訂正再発給申請書**

記入年月日

2017年 9月 16日

一般社団法人 日本商事仲裁協会 御中

**申請者 (カルネ名義人)**

住 所 : 東京都千代田区神田錦町3-X

法人名又は個人名 : 一般社団法人 日本商事仲裁協会

代表者名 (法人の場合): 仲裁 太郎

連絡担当者氏名 : 東京 花子

電話番号 : 03-5280-5171

FAX 番号 : 03-5280-5170

E メール : tokyo@xxxx.xx.xx

発給料金の連絡を希望する担当者

届出印以外の押印の場合、受理できません

弊社 (私) は貴協会より発給を受けました下記番号のカルネにつき、次のとおり訂正再発給願いたく、申請致します。

記

今回再発給申請を希望するカルネ番号 (JP/H または JP/B で始まる番号)

1 カルネ番号 : JP/H 17 00000

2 訂正の内容

訂正の内容を簡潔に記入

( 物品表 品目番号5番のスペルミスのため。 )

3 原カルネ

申請時返還

発給時返還

発給時に訂正前カルネの返還が必要です。いずれかをお選びください

以上

協会記入欄

訂正ができない内容もありますので、申請前に必ずご連絡ください。  
東京本部 : 03-5280-5171  
大阪事務所 : 06-6944-6164

受付	原カルネ